

移動等円滑化取組計画書

令和 3年 6月17日

住 所 香川県高松市栗林町2丁目19番20号

事業者名 高松琴平電気鉄道株式会社

代表者名 代表取締役社長 真鍋 康正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

弊社の現状として、一日あたりの利用者数3000人以上（過去5年平均）の7駅は、すべて駅施設のバリアフリー化は完了している。一日あたりの利用者数3000人以下でバリアフリー化が未了の駅については、駅の利用状況を見ながら整備を検討していく。

車両については、老朽化した車両をバリアフリー化された車両に令和6年度より更新していく。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ①簡易スロープを駅施設または車両に配備し、車椅子等の利用者に対して駅係員及び乗務員が乗降の際に介助を行う。
- ②自社ホームページに掲載しているハンドル形電動車椅子の利用方法および駅のバリアフリー情報を今後も適時更新する。
- ③社内規定に教育計画を定め、全乗務員に対して年間1回、障がい者等に対する介助方法を教習する。今後も専門の外部講習者による教育にて更なるスキルアップを図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
一日あたりの利用者数 3000 人以下の駅	スロープの設置や内方線付き点字ブロックの設置を駅の利用状況を見ながら整備を検討していく。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
新駅整備 車両導入	公共交通移動等円滑化基準に適合した駅を整備する。 バリアフリー基準を満たした車両の更新計画を進める。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両乗降用の簡易スロープを配備	簡易スロープを駅施設または車両に配備し、車椅子の利用者に対して駅係員及び乗務員が乗降の際に介助を行う。
障がい者の接遇に関する民間資格をもつ職員の配置	駅係員及び乗務員がサービス介助士の資格を取得し、乗降の際に介助等を実施。現在は 85 名がサービス介助士の資格を所持している。今後も資格の取得を推進する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページでの案内周知	ハンドル形電動車椅子の利用方法等について、自社ホームページに掲載。その他に駅のバリアフリー情報を公開。今後も情報を更新する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
介助技術訓練の実施	社内規定に教育計画を定め、全乗務員に対して年間1回、障がい者等に対する介助方法を教習する。今後も専門の外部講習者による教育にて更なるスキルアップを図る。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ミライロ ID への登録 自社ホームページで情報公開	ミライロ HP への情報公開予定 駅施設情報の情報公開

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

高齢者、障がい者等のお客様からいただいたご意見を集約し、社内で共有（ホームページで公開）、介助サービスに務める。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
特になし		

Ⅴ 計画書の公表方法

自社ホームページに掲載

V その他計画に関連する事項

特になし

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

2 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。